

# サステナビリティ・リンク・ボンド原則

## 自主的ガイドライン

2023年6月

疑義を避けるために明記すると、国際資本市場協会(ICMA)が発行するサステナビリティ・リンク・ボンド原則は、ICMAがウェブサイト上で公開している[英語版](#)が公式のものである。この和訳は一般の参照用として提供するものである。

### はじめに

サステナビリティ・リンク・ボンド (SLB) は、環境・社会・ガバナンス (ESG) 面でのサステナビリティに貢献する発行体に係る資金調達と支援において、債券市場が担い得る重要な役割をさらに発展させることを目指している。このような役割を果たし、市場が繁栄するためには、健全性が最も重要な要素となる。サステナビリティ・リンク・ボンド原則 (SLBP) は、債券の構造的特性の考慮、情報開示、レポーティングを奨励するガイドラインを提供している。SLBPは市場参加者に活用されることを意図しており、また、それらの金融商品への資本配分を増やす上で、必要な情報提供を促進するよう設計されている。SLBPは、あらゆる種類の発行体及び金融資本市場商品に適用することが可能である。

SLBPに適合した債券発行は、透明性かつサステナビリティの適正を有する投資機会を提供するものである。SLBは、重要業績評価指標 (KPI) 及びサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット (SPTs) を通じて、事前に設定した、マテリアルかつ定量的であり、野心的で定期的に測定され、外部の検証を受けた発行体のサステナビリティ (ESG) 目標の達成を促すものである。

SLBPは、[グリーンボンド原則](#) (GBP) 及び[ソーシャルボンド原則](#) (SBP) (両原則と総称する) の[メンバー及びオブザーバー](#)、ならびに幅広いステークホルダーコミュニティの貢献により、協調的かつ協議的な性質を持つものである。両原則は[執行委員会](#)によって調整が成されており、SLBPについても、グローバルなSLB市場の発展と成長を反映するために適宜改訂していく。

### 2023年版SLBP

2023年版のSLBPは、事務局のサポートを受けた執行委員会により組織されたワーキンググループからのインプットによる恩恵を受けている。

2023年版のSLBPでは、ソブリン<sup>1</sup>を含むあらゆる種類の発行体を網羅するために、SLBPの核となる5つの要素を一部改訂している。

## サステナビリティ・リンク・ボンドの定義

サステナビリティ・リンク・ボンド（以下、「SLB」）は、発行体が事前に設定したサステナビリティ/ESG目標の達成状況に応じて、財務的・構造的に変化する可能性のある債券の総称である。発行体は、事前に設定した時間軸の中で、自社のサステナビリティ目標達成に向けて将来改善することを、明示的に（債券の開示資料等においても）表明する。SLBは、将来の発行体のサステナビリティ目標の達成状況に連動する債券である。

これらの目標は、（i）事前に選定したKPIを通じて測定され、（ii）事前に設定したSPTsに照らして評価される。

SLBの調達資金は一般的な目的に使用されることが想定されているため、グリーンボンド原則/ソーシャルボンド原則（GBP/SBP）とは異なり、資金使途がSDGs債を分類する決定要因にはならない。場合によってはGBP/SBPアプローチとSLBPアプローチを組み合わせることも考えられるため、SLBをサステナビリティボンド（すなわち、「サステナビリティボンドガイドライン」で定義されている資金使途特定型の債券）と混同しないよう注意する必要がある。

## サステナビリティ・リンク・ボンド原則

サステナビリティ・リンク・ボンド原則（SLBP）とは、金融商品が発行体の将来のESG成果を組み込み、SLB市場の健全性を高めることを目的とし、発行方法を明確化して、SLBを発行するためのベスト・プラクティスを示す自主的なガイドラインである。

SLBPは市場で広く活用されることを目的としており、信頼性の高い野心的なSLBの発行に関わる主要な要素について、発行体にガイダンスを提供する。またサステナビリティ戦略における発行体の説明責任と、SLBに係る投資を評価するために必要な情報の入手可能性を推進することによって、投資家を支援する。また、信頼性のある取引を促進するために、期待されるストラクチャリングと開示要件を満たすように、市場を誘導することによって、引受金融機関を支援する。

SLBPは投資家、銀行、引受金融機関、プレースメント・エージェントなどが、特定のSLBの財務的・

---

<sup>1</sup> 本文書においては、「ソブリン発行体」には準ソブリン発行体も含まれる。

構造的特性を理解するために必要となる。発行体に対して、明確なプロセスの提示と透明性のあるコミットメントを推奨している。SLBPIは、発行体がステークホルダーに開示し報告する情報の透明性、正確性及び健全性を強調している。

SLBPIには核となる5つの要素で構成される。

1. KPIの選定
2. SPTsの測定
3. 債券の特性
4. レポーティング
5. 検証

SLBPIは、発行体に対し、KPI（事業との関連性やマテリアリティ）の選定の根拠、設定したSPTsの背景（野心度合い、全体的なサステナビリティ戦略・目標又は持続可能な開発政策との整合性、採用するベンチマークアプローチ）、債券の財務的・構造的に変化する可能性、及びそのような変化を引き起こすトリガー事象、発行後のレポーティング及び独立した検証、並びに発行体のSLBPとの全体的な整合性の確認について公表することを推奨する。

明確化のために、推奨又は必須となる発行前・発行後の情報開示項目のチェックリスト（包括的ではない）を付録Ⅱに示す。

## 1 KPIの選定

SLB市場の信頼性は、1つ以上のKPIの選定に懸かっている。信頼性の低いKPI選択の普及を避けることは、SLBの成功にとって重要である。発行体のサステナビリティ目標の達成状況は、外部又は内部のサステナビリティ関連のKPIを使用して測定されるものである。

まずKPIは企業発行体の中核となるサステナビリティ及び事業戦略、自社の属するセクターの関連する環境、社会、及びガバナンスの課題にとって重要であるべきであり経営陣のもとで管理されるべきである。ソブリン発行体に関しては、KPIは発行体の中核的なサステナビリティ政策にとって重要であり、関連する環境、社会及び/又はガバナンス上の目的に適合するものでなければならない。

KPIには以下の要素を含むべきである：

- 企業発行体のビジネス全体（又はソブリン発行体の経済、社会、及びガバナンス政策）に関連性があり、中核的で重要であり、かつ、発行体の現在及び/又は将来の事業運営（又はソブリン発行体の持続可能な開発政策）において戦略的に大きな意義のあるもの
- 一貫した方法に基づき測定可能、又は定量的なもの
- 外部からの検証が可能なもの
- ベンチマーク化が可能（例えば、SPTの野心度合を評価するために、外部指標・定義を活用する等）なもの

投資家が、選定されたKPIの過去のパフォーマンス評価を行うことができるように、発行体は可能な限り、過去のアニュアル・レポート、サステナビリティ・レポート、その他の非財務情報の報告開示、又は国別削減目標（NDC：Nationally Determined Contributions）や国別排出インベントリ／推移、持続可能な開発目標（SDG）レポート、国別適応計画、国別生物多様性戦略などに関する事例報告書などで既に開示済のものを、KPIとして選定することが推奨される。過去に開示されたことのないKPIである場合には、発行体は可能な限り、KPI値に関して少なくとも過去3年分の外部検証された値を提供すべきである。

技術的な進歩と規制環境の変化<sup>2</sup>にも配慮すべきである。

発行体は、KPIの選定根拠及びプロセス、並びにKPIがいかに自らのサステナビリティ戦略の中に、ソブリン発行体の場合は自らの持続可能な開発政策の中に組み込まれているかを、投資家に明瞭に説明することが望ましい。

KPIは明確に定義されるべきであり、これには適用対象範囲（例：SPTの対象となる発行体のCO2排出量の割合）、計算方法（例：KPIとなるCO2排出量が原単位排出量の場合はその分母の明確な定義）、ベースラインの定義、可能な場合は科学的根拠に基づく、又は業界標準／国際的に認知されているデータへのベンチマーク化（例：SMARTの法則—具体的(Specific)、測定可能(Measurable)、達成可能(Attainable)、関連性(Relevant)があり、かつ期限設定(Time-bound)を意識して設定）が含まれる。

## 2 SPTsの設定

選定したKPI毎に1つもしくはそれ以上のSPTを設定することは、発行体がコミットする目標の野心度合い及び達成可能な現実的なものであることを表すため、SLBのストラクチャリングにおいて重要な要素である。

SPTsは真摯かつ誠実に設定されなければならない、発行体はSPTsの達成に重大な影響を及ぼし得る戦略的な情報、ソブリン発行体の場合は戦略的な国家開発計画又は政策を開示すべきである。

SPTsは以下のように野心的であるべきである：

- 各KPI値の大幅な改善に結び付けられており、「従来通りの事業(Business as Usual)」シナリオを超えるものである
- 可能であればベンチマーク又は参照可能な外部指標と比較できる；

---

<sup>2</sup> 関連するKPIを選定する際に、規制基準やタクソミーを参照し、示唆を受けることは有用かつ適切である(例：持続可能な経済活動に係るEUタクソミー又は中国のグリーンカタログ等)。同様に、パリ協定(各国の貢献目標及び気温上昇を1.5° C又は2° C未満に抑制する目標)や持続可能な開発に関する2030アジェンダ(SDGs、持続可能な開発目標)などの国際協定で定められた目標を参照することも有用である。発行体は、適切なKPI及び測定方法の特定に役立つ可能性のある、両原則による環境・社会的インパクト指標に関する既存及び進行中のガイダンスも参照すべきである。ICMAのウェブサイトにて公表されている事例的KPIsレジストリを特に参照のこと。

(<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/sustainability-linked-bond-principles-slb/>)

- 企業発行体の場合は発行体のサステナビリティ及び事業戦略、ソブリン発行体の場合は持続可能な開発政策と整合しており、  
かつ
- 債券発行前（又は同時）に設定された時間軸に基づき決定されている。

ターゲットは複数のベンチマーク手法の組み合わせに基づき設定されるべきである：

- 発行体自身の直近のパフォーマンスの水準（可能な限り、選定KPIについては最低過去3年分のトラックレコードを有するもの）に基づき、定量的なものを設定し、またKPIの将来の予測情報も可能な限り開示する
- 同業他社と比較した場合における、設定したSPTsの相対的な位置付けについて（例：平均的なパフォーマンス水準なのか、業界トップクラスの水準なのか等）、業界又はセクター基準（又はソブリン発行体であれば同等の国）との比較及び／又は
- 科学的根拠に基づくシナリオ分析や絶対値（例：炭素予算）、国・地域単位又は国際的な目標（パリ協定、CO2のネットゼロ目標、SDGs、昆明・モントリオール生物多様性枠組等）、認定されたBAT（利用可能な最良の技術）及びその他の指標  
上記のような指標を参照しながら、発行体の環境・社会課題に関連性のあるターゲットを設定すべきである。

SPTs設定については、以下について明示すべきである：

- 目標達成に関するタイムライン（目標達成状況を確認する日付/期間、判定のトリガーとなる事象及び判定実施の頻度）；
- 関連して、KPIの改善を目的としたベースライン・指標、及びそのベースライン・指標が採用された理由の説明（日付・期間などを含む）；
- 関連して、前提となるベースラインの再設定又は形式面の調整が行われる場合の条件の説明；
- 競争及び秘密保持に配慮した上で、発行体がどのようにSPTsを達成するのか（例えばESG戦略、補完的なESGガバナンスとESG関連の投資、事業戦略を説明する等が考えられる。すなわち、SPTsの達成に向けた取り組みを促す主要な手段又は施策の内容、及び期待されるそれぞれの貢献について、ソブリン発行体の場合は、持続可能な開発政策、（紐付けられている）予算やNDCの計画について）可能な限り定量的に説明
- SPTsの達成に重大な影響を及ぼし得る、発行体が直接的に管理することが出来ない外部要因等についての説明

上記について、発行体のESGに関する包括的な目的、戦略、方針及びプロセスの文脈の中で説明することが望ましい。

SLBの発行に際し、発行体が外部レビュー機関を任命し、SLBPの核となる5つの要素との整合性を確認することが望ましい（セカンド・パーティー・オピニオンの取得等）。

債券発行前のセカンド・パーティー・オピニオンにおいて、外部レビュー機関は、選定されたKPIの妥当性・頑健性・信頼性、設定されたSPTsの根拠と野心度合い、使用されるベンチマーク及びベースラインの妥当性及び信頼性、SPTsを達成するための戦略及び／又は方針に対する信頼性について、

必要に応じてシナリオ分析も活用しながら、評価すべきである<sup>3</sup>。債券の発行後、対象範囲、KPI値の測定方法、又はSPTsの設定等に重大な変更があった場合、発行体はこれらの変更内容について外部レビュー機関による評価を取得することが望ましい。

セカンド・パーティー・オピニオンを取得しない場合には、KPIの測定方法を検証・実証するために内部組織の専門的知見に基づく検証プロセスを確立することが望ましい。発行体は、関連する内部の検証プロセスや社内の専門知見所有者の概要を含む内部の知見を包括的に文章化することが望ましい。この文書は投資家に開示・説明されるべきである。

SLBPIは、評価を付与する外部レビュー機関に対し、自らの実績と適切な専門性を公表し、実施されたレビューの範囲を明確に示すことを奨励する。[外部レビュー機関向けの自主ガイドライン](#)は、ベストプラクティスを促進するために両原則によって制定された。当該ガイドラインは発行体、引受金融機関、投資家、その他のステークホルダー及び外部レビュー機関自身のため、外部評価プロセスに関する情報及び透明性を提供するための市場ベースでのイニシアティブである。

### 3 債券の特性

SLBの基礎となるのは、債券の財務的・構造的特性が、選定KPIが事前に設定したSPTsを達成するかなどに応じて変化することである。すなわち、SLBはトリガー事象の発生により、ボンドの財務的・構造的特性に対して何らかの影響をもたらすことになる。

利率の変動が典型的な例だが、設計上は他のSLBの財務的・構造的特性の変化についても考慮することも可能である。

債券の財務的・構造的特性の変化は、当初のSLBの財務的特性に見合ったものであり、かつ意味のあるものとすることを推奨する。

KPIの定義とSPTs（計算方法も含む）、及びSLBの財務的・構造的特性の変動可能性は、債券の開示書類（ドキュメンテーション）に含まれるべき内容である。

SPTsが測定不可能、又は達成状況が十分に確認できない場合の代替方法について説明すべきである。発行体は必要に応じて、KPIの測定方法、SPTsの設定、前提条件やKPIの対象範囲に重大な影響を与える可能性のある想定外の事象の発生（企業発行体であれば、重要なM&A活動による大幅な環境変化等）や極端な出来事（規制や技術環境の劇的な変化を含む）について、債券の開示書類の中で言及することを検討することも考えられる。

SLBIには、市場において機密性の高い情報が含まれている可能性があり、そのような情報を適切に管

---

<sup>3</sup> ベンチマークが存在しない、又は発行体に関するパフォーマンス基準値が明確でない場合、発行前にセカンド・パーティー・オピニオンを取得することを特に奨励する。



理する必要がある。

## 4 レポーティング

SLB発行体は、以下の項目を含む最新の情報を容易に入手可能な形で開示する必要がある：

- 選択したKPIのパフォーマンスに関する最新情報（該当する場合、関連するベースラインを含む）；
- 検証保証報告書において、SPTsの達成状況を踏まえた債券の財務的・構造的特性の変化の有無に対する影響、及びそのタイミング；
- 投資家がSPTsの野心度合を測るために有用な、いかなる情報（例：発行体のサステナビリティ戦略や関連するKPI値/ESGガバナンスの更新、ソブリン発行体の戦略的開発計画及び又は政策の更新、より一般的なKPI値/SPTsの分析に関連する情報等）。

レポーティングは、いかなる場合においても、SPTの達成状況にてSLBの財務的・構造的特性の変化に関する判定対象日/期間までは、少なくとも定期的に年1回、公表されるべきである。

定量的なデータを毎年入手できないときは、ソブリン発行体は各KPIの推移の背景にある主要要素の説明を記載したレポートを発行することを推奨する。

透明性を高めるための多くの施策が本文書全体を通じて記載されており、また明確化する目的からも、発行前・発行後の必須項目と推奨項目を含む開示項目チェックリストを付録Ⅱに示す。

## 5 検証

発行体は年1回、SLBの財務的・構造的特性の変化に対する最終判定日に到達するまでは、判定対象期間のSPTsの達成状況について、監査法人や環境コンサルタントなどの専門的知見を有する外部レビュー機関<sup>4</sup>より、各KPI値に対する各SPTの達成状況について、独立した外部検証（例：限定的保証、又は合理的保証等）を受けるべきである。

SPTsの達成状況に係る外部検証は、公開情報として開示されるべきである。

セカンド・パーティー・オピニオンのような発行前の外部レビューとは異なり、発行後の外部検証はSLBPとして必ず実施しなければならない。

## 免責事項

サステナビリティ・リンク・ボンド原則（SLBP）は、自主的な手続きに関するガイドラインであり、その他の証券の売買の勧誘やいかなる形の助言（税務、法務、環境、会計、規制）を提供するものでもない。SLBPは、公的にも私的にも、いかなる当事者に対しても権利義務関係を形成するもので

<sup>4</sup> ベストプラクティスを促進するために両原則によって制定された[外部レビュー機関向けの自主ガイドライン](#)を参照のこと。

はない。発行体は、SLBPに依存することなく、自主的かつ自らの判断でSLBPを採択し、実施するのであり、サステナビリティ・リンク・ボンド（SLB）発行の判断につき自ら責任を負う。発行体が発行するSLBに係る約束や調達資金の用途を遵守しない場合、SLBの引受機関は責任を負わない。もし、該当する法律や規則、規制と、SLBPに示されたガイドラインが相反する場合は、関連する各国法、規則、規制が優先される。

\*\*\*\*\*



## 付録I

### 用語集

**ベースライン**：ベースラインは、固定された基準値であり、SPTの達成状況/パフォーマンス状況を測定するための比較対象値として使用されるものである。

**ベンチマーク**：ベンチマークは、パフォーマンスの測定又は比較の際に使用可能な参照値である。

**外部レビュー**：グリーンボンド及びソーシャルボンド原則の執行委員会は、外部レビューのガイドラインを策定し、その中で4つの外部レビューの種類を示している。(1)セカンド・パーティー・オピニオン、(2)検証、(3)認証、(4)ボンドスコアリング/格付け。SLBPは発行前のセカンド・パーティー・オピニオンの取得を推奨しているが、核となる5つの要素の1つとして検証を受けることを要求している。

**KPI**：重要な業績評価指標は、選定した指標のパフォーマンスを測定するために使用される定量的な指標である。

**SPT**：サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットは、発行体が表明する、事前に設定した時間軸における、KPIの測定可能な改善目標である。SPTは、野心的かつビジネス上において基幹的であり、可能な限りはベンチマーク化し、発行体の全体的なサステナビリティ/ESG戦略全体又は持続可能な開発政策と整合性を確認すべきである。

**判定対象期間**：判定対象期間は、事前に設定した各SPTに対する各KPIの達成状況を測定する対象期間のことである。

**ターゲット（目標）設定**：ターゲット設定とは、SLBPにおいて説明されている信頼性の高いSPTを設定するための推奨プロセスのことである。

**トリガー事象**：トリガー事象とは、KPIが事前に設定したSPTに達成したかどうかを観察した結果であり、債券の財務的・構造的特性の変化を引き起こす可能性がある。

**検証**：検証又は認証は、通常、限定的又は合理的保証の形式で、関連する専門的知見と資格を有する外部レビュー機関によって実施される。

## 付録II

### SLBの情報開示項目のチェックリスト

以下の表は、SLB発行に際して開示することが推奨又は要求されている項目のうち、網羅的ではないものの指針となるチェックリストとして作成されたものであり、投資家をはじめとする市場関係者が求める情報の適切な透明性と調和を確保するために、発行体が比較可能な言語とデータに基づき開示内容の整合性を図るためのツールを提供することを目的としている。

開示は、債券の開示書類（ドキュメンテーション）の中に含まれる場合もあれば、適宜、フレームワーク、投資家向けプレゼンテーション、外部レビュー、発行体のウェブサイト、年次のサステナビリティ報告書又はアニュアル・レポートなどの単独の文書の中に含まれる場合もある。

SLBの発行体は、KPI値、SPTs、債券の財務的・構造的特性の変化を引き起こすトリガー事象、予定された発行後のレポート内容及び外部レビューの種類、SLBPとの整合性に関する情報を外部に公表すべきである。

注意：SLBには、市場において機密性の高い情報が含まれている可能性があり、そのような情報の適切に管理する必要がある。

		必要な情報	掲載箇所	推奨vs必須
発行前	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ SLB発行の理由と発行体のサステナビリティ及びビジネス戦略又は持続可能な開発政策との整合性</li> <li>✓ SLBPの核となる5つの要件との整合性</li> <li>✓ 外部レビューの種類、発行日、レビュー担当会社</li> </ul>	発行前書類（フレームワーク、投資家向けプレゼンテーション、外部レビュー書類、ウェブサイト）	推奨
	KPIの選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ KPIの概要と定義</li> <li>✓ 選定したKPIの背景・理由（発行体のサステナビリティ戦略やマテリアリティとの関連性、NDCsなど国のサステナビリティ戦略）</li> <li>✓ （可能であれば）外部検証実施済のKPI値に係る過去3年間のトラックレコード</li> <li>✓ KPIの改善を前提としたベースライン水準の提示及びそのベースラインが採用された理由の説明（日付・期間などを含む）</li> </ul>		
	SPTの測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ SPTsの概要と定義</li> <li>✓ SPTs設定の背景（野心度合い、採用するベンチマークアプローチの説明、発行体の全体的なサステナビリティ戦略・目標又はNDCなどの国の戦略及び持続可能な開発政策との整合性）</li> </ul>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 目標達成に関するタイムライン（判定日、対象期間、判定のトリガー事象及び判定実施の頻度）</li> <li>✓ SPTsの達成状況に重大な影響を及ぼし得る発行体の戦略的な情報の説明</li> <li>✓ 科学的根拠に基づく、又は、業界又はセクター基準若しくは同等の国・地域を基準としてのベンチマークの採用（例：SMARTの法則—具体的、測定可能、達成可能、関連性があり、かつ期限設定を意識する）</li> <li>✓ 競争及び守秘義務に配慮した上で、発行体の目標達成に向けた道筋（例：発行体〔国〕のESG戦略、又は補完的なESGガバナンス体制とESG関連の投資、事業戦略を説明する等が考えられる。すなわち、SPTsの達成に向けた取り組みを促す主要な手段又は施策の内容、及び期待されるそれぞれの貢献、国の温室効果ガス（GHG）インベントリの隔年報告（Biennial Update Reports、以下「BURs」）を求める非附属書I国のための<a href="#">国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の報告指針</a>について可能な限り定量的に説明する）</li> <li>✓ 目標の達成に影響を与える可能性のある、予測不可能な例外事象や要素についての説明</li> </ul>		
債券の特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ KPI及びSPTsの定義（測定方法の説明も含む）</li> <li>✓ SLBの財務的・構造的特性の変動可能性についての詳細な説明</li> <li>✓ SPTsが測定不可能又は達成状況について十分に確認できない場合の代替方法についての説明</li> <li>✓ （必要に応じて検討）KPIの測定方法、SPTsの設定、前提条件やKPIの対象範囲に重大な影響を与える可能性のある極端な事象の発生（重要なM&amp;A活動、規制等の制度面の大幅な変更、又は異常事象の発生等）についての言及</li> </ul>	開示書類（例：目論見書、目論見書補足、オフアリングメモ等）	必須
レポートニング	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ レポートニングの掲載箇所と頻度</li> <li>✓ レポートニングの対象範囲と報告内容の粒度</li> <li>✓ 発行後の外部レビューの実施及び開示に対する同意の取得（外部検証/保証報告書の開示）</li> </ul>		
セカンド・パーティー・オピニオン	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 発行前の外部レビュー（セカンド・パーティー・オピニオン）、又はKPIのベースラインの検証に関する報告書の公表</li> </ul>	外部レビュー書類	推奨

		必要な情報	掲載箇所	推奨vs必須
発行後	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ レポーティング及び発行後の外部レビュー書類の公表日</li> <li>✓ 債券の識別情報: ISIN番号、発行金額、通貨、償還日及び関連するKPI・SPTs</li> <li>✓ 報告対象範囲（個別債券又は債券プログラム単位か）</li> <li>✓ 準拠するガイドライン・規制の表記</li> </ul>	発行前書類（例えば、フレームワーク、投資家向けプレゼン、外部レビュー、ウェブサイト、NDCの更新、独立したSLB報告書等）	推奨
	レポーティング <sup>5</sup>	<p>発行体は、最低で年1回、以下の項目を含む最新の情報を容易に入手可能な形で開示すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 選定KPIのパフォーマンスに関する最新情報（ベースラインの前提条件を含む）</li> <li>✓ 投資家がSPTsの野心度合いを測るために有用ないかなる情報（発行体の最新のサステナビリティ戦略や関連するKPI/ESGガバナンス、国の戦略及び持続可能な開発政策に関する情報、またKPIsとSPTsの分析に関する情報等）</li> </ul> <p>可能な範囲で以下の情報について開示：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ パフォーマンス/KPIの改善に寄与した主な要因（M&amp;A活動等も含む）についての定性的・定量的な説明</li> <li>✓ パフォーマンスの改善が発行体のサステナビリティにどのような影響を与えるのかについての説明</li> <li>✓ KPIの再評価有無、設定したSPTsの修正有無、ベースラインの前提条件やKPIの対象範囲の変更有無</li> </ul>		
	検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 検証・保証報告書は一般的に公表され、SPTsの達成状況と財務的・構造的特性の変更に対する影響、及びそのタイミングについての情報を含めるべきである</li> </ul>		必須

<sup>5</sup> このチェックリストは網羅的なものではなく、特に債券の特性が変化した場合において法令又は市場ルールによって（クリアリング・ハウス、証券集中保管機関、主支払代理人等を経由して）義務付けられている報告義務を除外するものではない。